



豊監公表第3号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき令和4年（2022年）9月26日から同年12月26日までに実施した定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年（2023年）3月1日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	相	間	佐	基子
同	松	下	三	吾
同	木	村		真

令和4年度（2022年度）
定期監査結果報告書
(10月、11月、12月実施分)

豊中市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の期間	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
(1)	総務部	3
(2)	財務部	5
(3)	健康医療部	6
(4)	教育委員会事務局	7
(5)	教育委員会（小中学校）	9
(6)	都市経営部	10
(7)	こども未来部（こども園）	11

※令和4年（2022年）10月、11月、12月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

1 監査の種類

豊中市監査基準に関する規程第4条第1項第1号の財務監査、同項第2号の行政監査及び同項第3号の財政援助団体等監査

2 監査の期間

令和4年（2022年）9月26日から同年12月26日まで

3 監査の対象

監査対象	重点対象課	監査委員監査実施日
総務部	行政総務課	10月31日
財務部	市民税課、債権管理課	10月31日
健康医療部	衛生管理課	11月28日
教育委員会事務局	社会教育課、青少年交流文化館いぶき、青少年自然の家（指定管理者制度導入施設）	11月28日
教育委員会 (小中学校)	克明小学校、桜塚小学校、南桜塚小学校、刀根山小学校、東泉丘小学校、北緑丘小学校、第十三中学校、第十五中学校	11月28日
都市経営部	経営計画課、とよなか都市創造研究所	12月26日
こども未来部 (こども園)	東丘こども園、西丘こども園、螢池こども園、ともだちこども園、てしまこども園、とねやまこども園、しんでんこども園	12月26日

4 監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和4年度（2022年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。なお、当該年度の監査を実施する上で、必要性が生じた場合には、令和3年度（2021年度）以前についても対象とした。

5 監査の実施内容

監査は、豊中市監査基準に関する規程に準拠し実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、次項以下に記載のとおり、是正又は改善を求めるものとして「イ. 指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ. 要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については「ハ. 留意事項」として決定した。

なお、「イ. 指摘事項」、「ロ. 要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。

「ハ. 留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

また必要に応じて、より効果的な内部統制の整備及び運用に活用されたい。

(1) 総務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆契約保証金免除申込書の提出について（行政総務課）

「契約関係綴（庁舎・車両）5年」簿冊において、清掃業務の委託契約で豊中市財務規則第110条第3号により契約保証金の納付の免除をしているにもかかわらず、契約保証金免除申込書の提出がなされていないものがあった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

- 一般職の職員の給与に関する条例第18条によれば、職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとされているが、特定の場合であって任命権者の承認があったときは例外とされている。その場合の一つとして同条第8号に「風、水、震、火災その他の非常災害又は交通機関の大事故等により、勤務することが客観的に不可能と認められた場合」が掲げられている。

その任命権者の承認手続においては、職務に専念する義務の特例に関する条例第2第1項第5号（前4号に規定する場合を除く外、任命権者が定める場合）が根拠

規定とされている。根拠規定について、明確化を図られるよう留意されたい。
(人事課)

- ・一般職の職員の給与に関する条例第18条において給与減額の例外とされている項目の中には、国、府、他市においては特別休暇として整理されているものが含まれている。当該特別休暇は、従来、職務専念義務の免除として取り扱われていたが、介護休暇創設の際に、制度の体系的整理の観点から休暇とされたものである。市職員は公務員として、災害時には避難所開設などの職務に当たることが要請されており、風水害時等に勤務することができない場合には、休暇ではなくやむを得ない時間に限り職務への専念義務を免除し、免除事由が消滅した際にはただちに職務への復帰を命ずる形で対応することが災害時における要請に適合し、法的根拠も有する措置であるとのことであるが、今後、休暇制度の改正を行う際などには、上記の観点にも留意されたい。（職員課）

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

(2) 財務部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- 「法人市民税調定額集計表 5年」簿冊において、法人市民税調定整理簿の鑑に記載されている滞納繰越分当月分金額にバックデータからの転記誤りがあった。

②支出事務に関する事項

- 「預金照会手数料支払 1年」簿冊において、支出負担行為同兼決定書に、請求書が届かない限り手数料がかかるかどうかは確認できない旨の文書が添付されているにもかかわらず、請求書の請求日より前の日付で起票されているものが散見された。

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

- 庶務事務システムにおいて、新型コロナウイルスワクチン接種のため臨時休暇を取得しているが、接種を証明する書類が添付されていないものがあった。

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

(3) 健康医療部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆随意契約理由の表記について（健康政策課）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するとしている随意契約の理由表記について、具体的な事情に照らし、第2号規定の「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するということが、対外的に疑義なく読み取れるよう理由表記の明確化が必要なものも見受けられるため、再確認・再整理されたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- 「調定決議書及び通知書」において、決裁日が収入済小票の領収日より後のものが散見された。（衛生管理課）

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

(4) 教育委員会事務局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆契約保証金について（社会教育課）

豊中市遺跡情報管理システムの借上契約において、財務規則第110条第1号を根拠として契約保証金を免除する内容の契約を締結しているが、当該履行保証保険契約の加入手続が完了していないにもかかわらず、契約書を交わしていた。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆事業報告書の記載について（青少年自然の家）

2021年度事業報告書において、青少年自然の家設置条例施行規則第15条により記載すべき事項とされている「利用料金の収入の状況」についての記載がなされていなかった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

◆使用承認書の交付について（青少年自然の家）

青少年自然の家設置条例施行規則第6条により施設の使用を承認したときに申込者に交付すべきこととされている「使用承認書」が交付されていなかった。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆学校事務提要の記載について（教育総務課）

学校事務提要の記載について、「21. 理科室における薬品の保管・管理」について定めた中に「毒物」「劇物」「危険物」についての定義があるが、記載内容において、定義との齟齬がある記述が見受けられるため整理されたい。

措置通知公表日	令和 年 月 日	公表第 号
---------	----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- 施設維持管理負担金の一部について、調定日から収入日まで2カ月以上の期間があいているものが散見された。年度末における事務処理に支障のないよう留意されたい。（青少年交流文化館いぶき）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- 教育財産の用途の変更について、地方自治法第238条の2第2項は「あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない」と定め、これを受けた財務規則第124条第2項は、主管部課長は行政財産の用途を変更しようとするときは市長の承認を得なければならないとし、これに必要な手続を定めた同条第1項の規定を準用するとしている。庄内小学校、第六中学校の用途に供されてきた土地のうち、新たに庄内コラボセンターの公民館、図書館の用途に供されることとなる部分については用途の変更に該当するが、これらの規定を直接の根拠とする特定の協議文書の存在は確認できなかった。一方で、庄内コラボセンターの当該地への整備は市長が主宰する政策会議において決定され、当時の市有施設有効活用計画にも位置づけられていることから、全序的な合意形成の中で市長への協議に相当する意思疎通が行われていたことが認められた。今後市長への協議をする際には、協議した事実を特定できる形式（書面等）を備えておくよう留意されたい。

(学校施設管理課)

(5) 教育委員会（小中学校）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・消防用設備点検結果報告書において、指摘された事項について、すみやかに改善されていないものがあった。（学校施設管理課）

該当施設：

克明小学校・桜塚小学校・刀根山小学校・南桜塚小学校・第十三中学校

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・理科室における薬品の保管・管理について、「学校事務提要（改訂版）」の「2－3 試薬の管理上の注意事項」（4）に、保管する薬品の在庫数量の確認を行い、薬品使用台帳に確認印を押す「管理責任者」の記載があり、毒物劇物危害防止規定（参考様式）も示されているが、各学校の薬品台帳の押印者は、校長、教頭、教員の代表者、事務職員と様々である。毒物劇物の取扱いに関する責任者については、学校全体を管理、監督する者であるという趣旨を踏まえ、管理責任者の解釈を示すとともに、適切な措置を講じ、周知されるよう留意されたい。（教育センター）

(6) 都市経営部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為同兼決定書 5年」簿冊において、支出負担行為同兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日となっているものがあった。(経営計画課)
- ・「支出命令・負担行為等関係綴 5年」簿冊において、支出負担行為同兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日となっているものがあった。

(とよなか都市創造研究所)

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

(7) こども未来部（こども園）

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するとしている豊中市ファミリー・サポート・センター事業に係る随意契約の理由表記について、具体的な事情に照らし、第2号規定の「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するということが、対外的に疑義なく読み取れるよう、留意されたい。（こども政策課）

④現金等管理事務に関する事項

- ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金領収書において、領収印の日付が収納日となっていないものがあった。（ともだちこども園）
- ・タクシーチケット使用簿において、使用したタクシーチケット番号の記載を誤っているものがあった。（てしまこども園）
- ・タクシーチケット使用簿において、年度当初の残枚数と確認者の記載がなされていなかった。（ともだちこども園、とねやまこども園、東丘こども園）

⑤物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥職員の給与・手当等に関する事項

- ・時間外勤務命令簿において、訂正印の押印がないものが見受けられた。

（ともだちこども園）

- ・出勤簿（庶務事務システム）において、勤務シフトと勤務時間が一致していないものがあった。
(螢池こども園、西丘こども園)
- ・出勤簿（庶務事務システム）において、ワクチン接種の臨時休暇に接種証明書が添付されていないものがあった。
(とねやまこども園、しんでんこども園)
- ・出張命令簿（庶務事務システム）において、旅費の支給漏れがあった。
(とねやまこども園、螢池こども園)

⑦行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし